

令和5年1月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	真夜中の街灯の点灯について	<p>夜の10時から街灯の明かりを消していただくことは可能でしょうか？ 街灯の光が寝室を照らし、外は暗くても部屋の中は日の出の時間帯ほど明るいです。</p>	<p>三雲管内の街灯（防犯灯）につきましては、現在、各自治会様に管理していただいております。お問い合わせいただき申し訳ございませんが、お住まいの地区の自治会長様にご相談していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、自治会長様の連絡先がお分かりでない場合は、三雲地域振興局地域振興課へ来ていただくか、電話にてお問い合わせください。その際は、氏名、住所、連絡先、目的などをお聞きすることとなりますので、ご了承ください。</p>	<p>三雲地域振興局 地域振興課 電話：56-7905</p>
2	犯罪被害者支援を「要綱」から「条例」に	<p>2018年4月に松阪市は要綱を制定されており、2019年4月に当時の県が条例化され早期の対応には評価するものです。 関係者は条例は使われない方が良いが「要綱よりも法的拘束力のある条例制定」が又、受けられる支援は市町で差をすくなくし、同じ支援が受けられるように充実させる必要があるのでは」と。 例えば、遺族支援会としての見舞金、家事や保育に費用支援、転居費や家賃の給付、被害者や遺族にカウンセリング提供、被害者宅などの清掃費、外国人犯罪者への通訳費、etcが必要では。条例では市議会で審議され多くの市民の眼にふれ、理解度が深まるのでは 国、県、市、としての中央集政体制下で条例化するのでなく被害者第一義的に接する市として問題意識をもって、接するのが必要では。生活福祉にかかわる職組力、地方発が国を動かすのでは。市長がよくいわれるように「松阪に住んでよかった」とはこういうことをさしてみえるのでは！</p>	<p>お手紙の内容にもございましたが、松阪市におきましては平成31年4月に三重県において犯罪被害者等支援条例という形で条例化されたのを受け、令和元年度に「松阪市犯罪被害者等支援要綱」を制定し、犯罪被害者等日常生活支援事業を開始いたしております。</p> <p>現状におきましては、三重県において条例化していることを受けて松阪市としては要綱を定めましたので、今後も要綱で対応していく考えです。</p> <p>ただ、支援内容につきましては、三重県下の他市町の条例や要綱の内容を踏まえ、充実を図っていかねばならないと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>地域安全対策課 電話：53-4074</p>